

# 第4編 道 路

|           |         |
|-----------|---------|
| 第7章 橋 梁 工 | 4－7－1－1 |
|-----------|---------|

## 【注意】

本基準書に記載のないものについては、「大阪市土木工事標準積算基準書（共通・河川・道路・公園・電気編）（令和4年10月）」によるものとする。

## 第7章 橋梁工

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1 鋼橋製作工 . . . . . | 4 - 7 - 1 - 1 |
|-------------------|---------------|

### 【注意】

本基準書に記載のないものについては、「大阪市土木工事標準積算基準書（共通・河川・道路・公園・電気編）（令和4年10月）」によるものとする。

## 第 7 章 橋梁工

### 1 鋼橋製作工

#### 1 適用範囲

本資料は、鋼橋製作工の材料費について適用するものとし、本資料に記載のないものについては、国土交通省土木工事標準積算基準書「IV-7-① 鋼橋製作工」によるものとする。

#### 2 材料費

##### 2－8 溶接材料費及び副資材費

##### (2) 副資材費

副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料費で、加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで 17,300 円/t とする。

#### 3 鋼橋製作費

##### 3－2 製作工労務単価

工場製作における工数単価（直接労務費）は、28,700 円とする。